

令和7年度 第2回日野市子ども・子育て支援会議

日時：令和7年8月25日（月）

午後6時30分～8時30分

場所：子ども包括支援センター多目的室

出席者 委 員 高橋(暁)委員 高橋(遊)委員 須崎委員 岡村委員 栗栖委員
藤浪委員 岡部委員 平井委員 福田委員 遠藤委員 倉本委員
田中委員 水島委員 中井委員 小川委員 小島委員

事務局 村田子ども部長 滝瀬子育て課長 佐々木子育て課副主幹
加藤子育て課主任 室星子育て課主事 木暮保育課長
田野倉保育課副主幹 飯野保育課長補佐 堀口保育課係長
藤井子ども家庭支援センター長
西野子ども家庭支援センター課長補佐 高原発達・教育支援課長

欠席者 本村委員 真崎委員 萩原委員 中田委員

傍聴者 4名

< 開 会 >

会 長

ただいまより令和7年度第2回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。
まず、本日の委員会の出席状況および会議の傍聴の状況を、事務局から報告願います。

事 務 局

本日の出席状況ですが、本村委員、真崎委員、萩原委員、中田委員の4名の方から欠席の連絡をいただいています。現時点での出席人数は15名、過半数を超えていることをご報告します。また、本会議の開催に先立ち、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条に基づく傍聴の申し出が4名の方からありましたことをご報告します。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は、成立となります。
それでは会議を進めさせていただきます。まずは本日の配布資料等の説明をお願いします。

事務局

本日の資料について、まず事前にお送りしたのが本日の次第と、「資料1. 栄光豊田駅前保育園の定員拡大について」「資料2. 日野市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績・評価」「資料3. 日野市子ども・子育て支援事業計画の令和7年度取組み」の以上3点の資料です。

続いて机上にご用意したのが、「資料4. 市立保育園の給食調理の民間委託について」「資料5. 日野市認可保育園における医療的ケア児の受入れについて」「資料6. 令和8年度学童クラブ・保育施設の入所手続について」「資料7. 保育士有資格者実態調査アンケートご協力のお願い」、参考資料として「ひの子育て知っ得ハンドブック電子ブック案内」をお配りしています。

なお、本会議及び会議資料は、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則（第4条）に基づき、原則公開となります。議事録についても、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で、日野市のホームページ上で公開となります。議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。

会長

ただいまの説明にありましたように、この会議は原則公開となっており、傍聴や議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様にはそれぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようご協力いただき、活発に意見交換ができればと思います。では「次第2. 審議事項」に移ります。本日の審議事項は1点です。事務局から説明をお願いします。

事務局

審議事項「栄光豊田駅前保育園の定員拡大について」ご説明します。資料1をご覧ください。本件の対象施設は、認可保育所の栄光豊田駅前保育園です。設置者は社会福祉法人栄光会になり、平成22年4月1日に開設し、1歳児10名、2歳児10名の合計20名定員の施設です。現在の住所は日野市多摩平一丁目2番地の1多摩平第一ビル3階ですが、道路を挟んで向かいの日野市多摩平二丁目3番地の1ハクエイビル2階に移転します。これに伴い、定員の拡大を行います。

背景ですが、令和7年4月時点の日野市の待機児童数は30名、内訳として0歳児2名、1歳児23名、2歳児5名を見込んでいます。地域的には豊田駅周辺に多くなっており、令和7年9月から保育料第一子無償化も始まることから、保育需要は一定程度継続していくものと見込んでいます。

また、令和8年4月から全国で開始する「こども誰でも通園制度」を活用した低年齢児の受入れ等、多様な保育ニーズへの対応が必要となっており、受入れ施設を整備していく必要があります。そこで、令和8年4月の移転開設に向け改築工事を行い、定員の拡大を行っていきます。変更前の定員は1歳児10名、2歳児10名の合計20名となっており、進級先として、同じ栄光会の「栄光多摩平中央保育園」となっています。変更後は1歳児19名、2歳児19名の合計38名とし、進級先として栄光たまだいら保育園を追加して設定し、全員進級できる環境を整えております。

また、新たに始める事業として、令和8年4月から「子ども誰でも通園制度」を実施します。1歳児から2歳児までの未就園児が通園可能となります。具体的な人数等の詳細は現在調整中とさせていただいています。これにより、親の就労等に関わらず、時間単位で柔軟な利用ができ、多様な保育ニーズへの対応が可能となります。

最後に今後のスケジュールです。令和7年8月に東京都へ事前協議書をこの後提出します。9月議会に、改築工事に関する補助金の補正予算を計上し、10月に移転先の改築工事を開始し、翌年2月に工事完了予定となっています。3月に東京都に内容変更届出を提出し、4月より開設を予定しています。説明は以上となります。

会 長

では審議を行います。本件についてご質問、ご意見はございますか。

委 員

資料の3.定員の拡大のところで、定員の下に進級先とあるのですが、それは栄光保育園の中でも拡大しようとしているのは1歳児、2歳児が入る保育園で、進級先というのは4、5歳児などのちょっと大きい子が行くところなののでしょうか。保育園は1歳から小学校に行くまでと思っていたのですが、進級先に別の保育園の名前があるのでその辺を教えてください。

事 務 局

今回の栄光豊田駅前保育園については、1歳児が10名、2歳児が10名の認可保育所になります。2歳児が終わりますと施設にいたることができませんので、園児の保育環境維持のために進級先というものを設定しまして、他の保育園に利用調整をせずに入ることが可能となっています。そのため栄光豊田駅前保育園の2歳児10名の方は卒業しましたら、そのまま系列園の栄光多摩平中央保育園の3歳児に入園し、栄光多摩平中央保育園にすでにいる1歳児、2歳児と合流して3歳児の保育が始まります。来年度以降については、栄光多摩平中央保育園のほか、栄光多摩平保育園の3歳児の枠について利用調整をせずに入園が可能となっています。

委 員

定員が増えることで、保育士さんの確保はどのような計画でいるのか気になりました。

事 務 局

定員が増えることにより、ご指摘の通り必要な保育士さんが配置基準上、必要になってきています。こちらについては法人と調整して必要な人員の確保をお願いしているところです。また、これに合わせて日野市の方でも人材確保について様々な支援施策を行っているですので、そういった情報を共有しながら進めていきたいと考えています。

委 員

今回の栄光豊田駅前保育園の選定理由についてお伺いしたいと思います。待機児童数が豊田駅周辺に多くなっているということで、豊田エリア内の保育園を私も網羅して把握しているわけではないのですが、複数候補があるのかと思うのですが、その中でどうしてこの保育園が選ばれたのかお伺いできればと思います。

事 務 局

栄光豊田駅前保育園から移転の提案が保育課の方にありまして、協議の中で市の課題を踏まえて定員の拡大を提案させていただき、協議の結果、定員拡大をした移転という経緯があります。

委 員

移転に伴いまして、現在の場所と移転後の部屋の広さが地図で見ると小さく見えるのですが、保育をする場所的には広さは大きくなったりはしているのでしょうか。安全の配慮などあるかと思いますので確認させていただいております。

事 務 局

地図上になりますと四角の大きさは仰る通り小さくなるのですが、移転前の現在の施設は大きなビルの一室を利用した保育となっています。移転後はまたビルのワンフロアを使用した保育ということになります。面積につきましては、もちろん面積基準は満たした上での実施となる予定です。現在の予定としては面積は以前より多くなることを見込んで調整しています。

委 員

資料の4.新たに始める事業のところで、親の就労状況等に関わらず時間単位で柔軟な利用ができるとありますが、時間単位は具体的に何時間と想定しているのか教えてください。

事 務 局

時間単位につきましては、通常保育所ですと定期的な預かりというところで標準時間11時間で契約してご利用いただきますが、誰でも通園制度については1時間単位で預けることが可能になります。こちらについては月の上限額が設定されることになると思うのですが、現在調整中として詳細が決まりましたらお知らせさせていただければと思います。

会 長

他になれば次第3「報告事項」に移ります。本日の報告事項は5点ありますので、報告

事項1から3までを1点ごとに、報告事項4、5はまとめて報告と質疑応答を行いたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項1. 日野市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績・評価と令和7年度の取り組みについてご説明します。「ひのっ子若者みらいプラン」と資料2および資料3をご覧ください。資料2は昨年度で5年間の計画が完了した「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期子ども子育て支援事業計画」において、各担当課で施策の令和6年度実績・評価を行ったもの、資料3は今年度から開始した新たな5カ年計画「ひのっ子若者みらいプラン第1期日野市こども計画・第3期日野市子ども・子育て支援事業計画」において、各施策の令和7年度取り組みについて一覧にまとめたものです。

前回の会議で審議いただいた「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策のように国の指針に基づく点検評価の対象ではありませんが、市全体の子どもや子育てに関する施策がどのように取り組まれているのか、各事業について委員の皆さまに確認いただくため、今回報告させていただくものです。

資料2は162の事業について、資料表題の右横にも記載しておりますが各担当課で事業の遂行状況に応じた評価をしています。まずAからCまでの3段階評価、また、「社会情勢の変化等の影響で事業が未実施」だった事業については評価対象外のDというように記載しています。「順調に遂行している」A評価が128事業、「概ね順調」のB評価が35事業、「順調ではない」C評価が0事業、「評価対象外」のD評価が4事業でした。合計すると162事業を超えますが、これは1つの事業に対し複数の課がそれぞれ事業を実施し評価をしているものがあるためです（9件重複）。なお、5カ年の途中で、事業の見直し等により6年度より前に終了した事業には「－」（4事業）を記載しています。

資料3は今年度からスタートした計画のため、135の事業について各担当課による今年度の取り組み内容と、また参考項目として、子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足る者の声を聴く（反映させる）取り組みの状況についての項目を設けています。子ども基本法において、国や自治体等に子ども施策を策定・実施・評価するにあたり施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取し反映させるために必要な措置を講ずることを定めているため、事業の各担当課に取り組み状況の確認を行ったものです。本日は担当課ごとに資料2、3の各事業の取り組みを抜粋し説明させていただきます。

それでは子育て課の担当事業について説明させていただきます。資料2をご覧ください。まず事業番号7、学童クラブ放課後児童健全育成事業です。入所希望児童の増加を考慮しながら順次施設整備を行っています。第六小学校のさくら第一学童クラブでの増築工事を行いました。また、一小学童クラブの仮園舎の賃貸借等により、180名の定員数増を図っています。運営について、令和6年度はあさひがおか学童クラブ・三沢学童クラブの運営委託を開始しました。また、令和7年度運営委託を開始しています、さくら第一学童クラブ・ふたば学童クラブ・じゅんとく学童クラブ・夢が丘小学童クラブの4施設の運営事業者選定を実施しました。運営委託によって育成時間の拡大を進めており、平日は午後7時まで、土曜日も午前8時から午後7時までの育成時間に拡大しています。

次に事業番号26、児童館です。児童館は0歳から18歳までの児童とその保護者が気軽に集える居場所です。また、分館として学童クラブを位置づけていますので、児童館職員である

エリアマネージャーを中心に、公営・民間委託ともに学童クラブの運営も見ています。児童館には専門職がいますので、専門職の力を生かして子育て当事者や子どもの声を聴き、子どもが主体となる居場所づくりを行っています。令和7年3月に今後5年間の児童館のあり方・役割・機能など具体的な内容を定めた「子どもまんなか大作戦！！日野市の児童館 今後の展開（令和7年度～令和11年度）～いつだって子どもの味方！みんながつながる児童館～」を策定しました。今後も、地域の身近な子育て支援施設として、子どもの声を聴くことや関連機関につなげられるよう相談・福祉的機能を強化していきたいと考えています。

次に事業番号 42、児童手当です。令和6年10月（12月支給分）より、国の児童手当制度の抜本的拡充があり、大きく4点の変更がありました。1点目が所得制限の撤廃、2点目が支給期間を高校生年代まで延長（これまでは中学生以下が対象）、3点目が第3子以降の支給額を3万円に増額、4点目が支払回数を偶数月の年6回に増加（2月、4月、6月、8月、10月、12月）支給期間の延長や所得制限の撤廃により、対象児童が増加している状況があります。

続いて事業番号 156 番、ジュニアリーダー講習会は、野外活動や集団活動、地域交流を行いながら、将来地域において活躍・活動する人材を育成する目的の事業です。市内在住の小学校5年生から中学校3年生を受講生とし、企画運営をリーダーと呼ばれる高校生・大学生年代のボランティアが担い、それを青少年委員の方々にサポートしていただいています。令和6年度は、宿泊キャンプを含む全7回の講習会を実施しました。受講生だった子がリーダーに憧れ、高校生になったらリーダーとして参加する、といったつながりもあります。また、リーダーは児童館や子ども会のイベント、みんなの遊・友ランドや手をつなごう・こどもまつり等にも参加して、地域交流を行っており、地域活動の担い手を地域で育てる事業として、これからも続けていきたいと考えています。

続いて事業番号 161 番、子ども条例の推進です。日野市子ども条例の周知啓発として、日野市子ども条例の日である7月1日を中心に、市役所などでのパネル展や、図書館における関連図書展示、市ホームページや LINEでの発信、子ども条例推進講演会及びワークショップを開催するなど、周知を図りました。また、日野市子ども条例委員会を設置し、委員会を3回開催し、諮問事項についての検証などを行いました。資料2の説明は以上です。

続いて資料3をご覧ください。新規や拡充事業、また継続事業でも動きがあるものをご説明します。まず事業番号 56、学童クラブ放課後児童健全育成事業です。先ほどご説明したとおり、令和7年度より、さくら第一学童クラブ・ふたば学童クラブ・じゅんとく学童クラブ・夢が丘小学学童クラブの4施設の運営委託を開始しています。また、令和8年4月1日より運営委託を開始する予定の南平小学学童クラブ・ひのだい学童クラブ・東光寺小学学童クラブの運営事業者選定を行っています。事業者選定後は令和8年度の運営開始に向けて、丁寧な引継ぎなど準備を行ってまいります。なお、令和8年度の3施設の民営化により全ての学校区において育成時間の拡大が実施されます。

次に事業番号96、子ども食堂への支援です。令和5年度（7月）より開始した事業で、子ども食堂を運営する団体に対し、運営及び設備整備のための経費の一部を補助することで、安定的な実施環境の整備及び地域に根ざした活動等を支援し、子どもの健やかな育成に寄与することを目的としています。また、子ども食堂連絡会を年3回開催する予定でおり、国や東京都の支援の状況報告や、団体間の交流を図っています。

次に事業番号135、子ども・若者の意見表明の機会の創出です。事業内容として大きく2点ありまして、1点目は、市の施策を行う際に子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映

させるように努めることの周知啓発を市役所全庁に対して行うことであります。前回の委員会でも紹介させていただきましたが、7月1日の「日野市子ども条例の日」にあわせて、「子どもの声を取り入れられる地域づくり」というテーマで講演会を6月28日に開催しました。令和6年まで日野市福祉オンブズパーソンを務めていただいた日本大学教授の橋爪氏を講師にお招きして、子どもの権利である「意見を聞かれ正当に重視される権利」の現状や重要性についての講義と、「どうしたら子どもが意見を言いやすくなるか」ワークショップ形式で話し合いました。その内容については市役所内でも周知を行いまして、各課の職員より参考となったとの意見も聞いています。2点目は、市役所の各課からの要望に応じ日頃より子どもと触れ合っている児童館職員が「子どもの声を聴く」ことに協力することです。児童館運営については、以前より児童館運営協議会において子ども委員の意見を聞いたり、子ども会議等で児童館運営について議題とし、子ども達の声を反映させているところです。児童館においては日々の運営ですが、市役所の他部署にとっては、子ども・若者の声を聴くことは、ハードルが高い（アンケートくらいしかない）との意見も聞いています。児童館はコーディネーターとなり、市の事業に反映できるような取り組みを進めてまいります。

子育て課からの説明は以上です。

会 長

これらの説明についてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員

ご説明していただけなかった事業No. 155「幼稚園・保育園での中高生の受け入れ」のところを質問したいと思います。Dとなっておりますが、今後中学生などの職場体験の受け入れはしないということなのか、この点について質問したいと思います。

事 務 局

事務局の説明が足りず申し訳ございません。各課ごとの説明をさせていただいた後に、そこに関してのご質問をいただいて、それが終わりましたら次の課という形で進めさせていただければと思います。

会 長

まずは子育て課から、その後、保育課、子ども家庭支援センター、発達・教育支援課という流れで行きますので、そこでまたご質問、ご意見いただければと思います。

今日はこの報告部分がメインになってきますので、今回は第1回で初めてというところがありました。今日は第2回ですので、段々と議論等を進めていきたいと思っています。できれば積極的にというか、簡単な部分でも質問等ありましたらお願いします。もちろん今思いつかなくても後ほど他の課の説明を受けて元に戻ってということもできるかと思っています。

今の時点ではよろしいでしょうか。それでは保育課の説明をお願いします。

事務局

保育課に関わる令和6年度実績・評価について、資料2からご説明します。まず事業No. 1「保育園」です。方向性としては、就学前児童人口の推移等を注視し、保育需要を把握するとともに、各保育施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。実績としては、令和6年4月1日現在 待機児童数26人（前年比7人減）令和6年4月1日時点で新規開設園はありませんでしたが、令和7年4月に、わらべ豊田南口駅保育園（24名定員）を開設するための、令和6年度中に準備を進めました。市全体の整備量は確保したことで評価はAとしましたが、課題としては、待機児童の地域的・年齢的な偏りがまだありますので、引き続き、待機児童の解消に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えています。

続いて事業No. 9「私立幼稚園」です。市内に10園が設置されており、令和7年5月現在、約1,230人の児童が在籍しています。令和6年度実績として、私立幼稚園に対して、保護者への補助金、入園金補助金など、各種補助事業の支援を実施いたしました。評価はAとしました。子ども・子育て支援新制度である認定こども園化への移行など、各園からの各種相談への対応を行ってまいりました。その結果、令和9年度より、市内2つの私立幼稚園が、幼保連携型認定こども園を開設することで準備が始まったところです。これにより、1歳児や2歳児の保育枠を確保することで、待機児童解消への取り組みや、医療的ケア児の受入れなど、市が抱える課題への対策につなげていきたいと考えています。

続いて、事業No. 18「保育園の民間活力導入の推進」です。実績として、就学前児童人口及び保育需要等の推移を踏まえ、子ども・子育て支援会議の専門部会（保育関係）を設置し、市立保育園のあり方を検討しました。これを前提として日野市子育て支援施設個別計画を策定し、その中で、令和11年度のみなみだいら保育園の民営化などを決定することができました。評価はAとしています。

続いて、事業No. 23「巡回指導」です。内容は、子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について助言、指導することで日野市全体の保育の質の向上を図る。実績としては、子ども・子育て支援法に基づく指導監査について、計画した実地を行い、助言、指導等を行ったことで、市内民間保育施設の質の向上を図りました。訪問指導が28園、実地指導が1園です。また、保育の質を向上させるため、実践女子大学生活科学部の井口教授にご協力頂き、保育の質ガイドライ策定委員会を実施いたしました。10回の委員会、7回のワーキンググループを開催し、すべての認可保育所の職員が関わった「日野市保育手帖―日野市保育の質ガイドライン―」を発行し、市内保育施設全職員への配布、運用開始しました。評価はAとしています。

続いて、事業No. 41「利用者支援事業」です。子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業です。平成30年度から保育課窓口には保育コンシェルジュ3人を配置し、保育所入所相談等を行っています。令和6年度の実績としては、保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供を行いました。人員も3人から4人体制としまして、元公立保育園長ですとか会計年度任用職員で対応をしています。相談件数は窓口が年間4,687件、電話相談が5,547件となっています。出張相談の実施6回の実績となっています。評価はAとしています。

その他、令和6年度の実績としては、先ほどNo. 155の異年齢交流の促進ということで、幼稚園や保育園での中高生の受け入れということで、以前の計画の中に載っていたものになっ

ています。新型コロナウイルス感染症の際は中々実施できなかったのですが、それが5類になったことで感染拡大の予防を図りながら、活動をしていこうかといった目標はあったのですが、保育園での感染症の拡大もありまして、今のところできていない状況ですが、今後現場の先生たちと相談しながら可能な限り保育園も地域支援を行っていくという目標もありますので、検討はしていきたいと思っています。

続いて、令和7年度の取組みです。事業No.8「利用者支援事業（特定型）」です。令和7年度の具体的な取組みとしては、保育課窓口に来庁することが難しい保護者向けに、出張相談の拡充をさせていただいています。令和6年度実績が年6回でしたが、令和7年度は8月8日現在、児童館、地域子ども家庭支援センターなどで、すでに32回、延べ人数108人の方に相談を実施しています。今後も9月まであと10回実施を予定しています。

続いて、事業No.66「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」です。保育所等に通所していない未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位で定期的に子どもを預けられる事業です。令和8年度から全国で本格実施となります。令和8年度の本格実施に向けて、9月議会で条例制定、事業所の認可・確認手続き、提供体制の整備、保護者への周知・支給認定を行うため、準備を進めています。

続いて、事業No.75「幼児教育無償化」、No.76「認証保育所などの入所児童の保護者への補助」、No.77「私立幼稚園園児の保護者への補助」です。東京都は少子化対策について、スピード感を持って進めるため、令和7年9月1日から保育所等の保育料の第一子無償化を決定し、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を強化することといたしました。令和7年度の取組みですが、すでに認可保育所について6月に行われた、第2回市議会定例会において条例を改正し、9月からの第1子からの無償化が決定しています。8月末から行われる第3回市議会定例では、認証保育所や企業主導型保育事業などの認可外保育所の補助上限額を増額して、実質の無償化になるための、補正予算を計上する予定です。可決されれば、これまでの第2子以降の無償化に、第1子からの無償化となり、すべての児童にとっての無償化が実現されます。以上が、7年度の保育課の取組みとなります。

会 長

保育課からの説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。先ほどNo.155の回答もありましたが、それに加えてもしお聞きしたいことがあれば聞いていただければと思います。ないようでしたら子ども家庭支援センターの説明をお願いいたします。

事 務 局

今計画から新たに加わった事業を中心にご説明させていただきます。資料3をご覧ください。事業No.1「子どもなんでも相談」です。子ども本人や子育て中の方、子育てを支援する関係機関の方の相談を幅広くお受けしています。市内小中学校の1人1台の学習者用端末に相談の入り口を設けており、子どもからの相談の約70%はそちらからになっています。子どもが気軽に相談できる体制を整えたことにより、今までなかなか相談機関につながってこなかった「子ども自身の声」を聴くことができるようになりました。

続いて事業No.7の「利用者支援事業（こども家庭センター型）」です。こちらは、市民にとって身近な場で相談や子育て支援サービスの紹介を行う「利用者支援事業」の類型が、子ど

も子育て支援法の改正で追加されました。この「こども家庭センター型」は、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営して、妊産婦および乳幼児の健康と、妊産婦を含むすべての子どもたちへの虐待の予防や家庭への支援を包括的に切れ目なく実施するものです。日野市においては、自治体に実施の努力義務が課された令和6年度よりも前の令和3年度より、母子保健と児童福祉の組織を統合し、子ども家庭支援センターとして支援を行ってまいりました。昨年度にはみらいくに移転し、同じ場所で一体的に事業を実施しています。個別支援が必要な家庭には「サポートプラン」を一緒に考え作成し、継続的な支援を実施しています。なお、「利用者支援事業」は、従来「基本型」「特定型」「母子保健型」の3つでしたが、法改正により「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」に再編されました。日野市では、現在のところ「基本型」は「子どもなんでも相談」、「特定型」は先ほど保育課から説明があった「保育コンシェルジュ」、「妊婦等包括相談支援事業型」は子ども家庭支援センター母子保健係で実施しています。

続いて事業No.19「産後ケア事業」です。こちらも今計画から実施が市町村の努力義務になり、量の見込みに新たに加わった事業です。日野市では、令和2年度から実施しており、現在は「訪問型」「通所型」「宿泊型」を実施しています。年々ニーズが高まっており、延べ利用者数は全類型合計で令和5年度は462件でしたが、令和6年度は685件となっています。

続いて事業No.22「産婦人科・小児科オンライン健康相談」です。小児科医、産婦人科医、助産師による24時間対応可能なオンライン健康相談を実施しています。利用者の満足度も高く、受診すべきかの相談や、かかりつけ医では相談しにくい内容など幅広くご相談をいただいています。今までは妊婦や子育て中の方向けのチラシのみ配布していましたが、今年度は不妊治療に関する相談も対応可能であることについてもチラシを作成し、周知を始めています。

続いて、事業No.81「中高生世代スペース」です。みらいくの3階に中高生世代が安心して過ごすことのできる居場所を整備しました。自習やゲームなどができるだけではなく、中高生と一緒に企画を考えながらイベントなどを実施しています。今後は相談支援やアウトリーチ活動にも力を入れていきたいと考えております。

続いて、事業No.100「地域乳幼児親子のつながりづくり支援」です。従来から地域で活動する子育てサークルの支援を行ってまいりましたが、近年は子育てサークルの数が減ってきており、保育園や幼稚園に入園するまでの期間の子育て世帯のつながりづくりについて、新たな方法を模索しながら進めているところです。子育てひろばの空白地域で出張ひろばを実施したり、月齢別の親子同士をつなげる「赤ちゃん親子ひろば」という場づくりの支援を開始しています。地域での子育てを応援する「子育て支援グループ」はありがたいことに増えていますので、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら、地域でのつながりづくりを継続してまいります。

最後になりますが、令和6年度の事業No.81、令和7年度の事業No.115の「児童虐待への対応」です。先ほど利用者支援事業の説明でも申し上げましたが、みらいくにて児童虐待防止に向け、母子保健、児童福祉の職員が一丸となって迅速な対応に努めています。市内を東西の2チームに分け、統括支援員と各チームのリーダーを中心に対応しています。日野市における児童虐待の受理件数は数年前から急増しており、令和4年度908件、令和5年度1125件、令和6年度1072件と高止まり傾向にあります。件数を減らすことだけを目標とするのではなく、虐待の芽を早期に発見し、支援につなげていくことで、重篤な事態を防ぐことを大切にしています。11月の児童虐待防止月間を中心とした啓発活動や、小学校4年生への出前

授業、先ほどご紹介した「子どもなんでも相談」など子育て中の方や子どもたちが相談しやすい体制づくりと合わせて子どもを守るために日々尽力しています。

子ども家庭支援センターからの説明は以上です。

会 長

子ども家庭支援センターの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員

No.1 「子どもなんでも相談」のご説明で、お子さんの相談の7割がChromebookということだったのですが、学校に行っていないお子さんのChromebookの利用状況はどうなのか。学校に行っていない子たちが相談するときはChromebookを使えるのか、お伺いしたいです。

事 務 局

学校に行っていないお子さんのChromebookの使用状況については、こちらでは把握しておらず、教育部の委員も本日不在ということで、この場でお答えできず大変申し訳ございません。Chromebookだけが唯一の子どもからの窓口というわけではなく、周知のチラシやこちらからの案内につきましてはQRコードを併記しています。そちらをスマートフォンで読み取っていただいて、Googleフォームの方にアクセスしていただいて相談することもできますし、従来通り電話や来所での相談を受け付けています。来所の相談も学校のある時間帯だけではなく、木曜日は19時まで相談を直接お受けできるように職員も待機していますので、幅広い相談方法でその人にとって相談しやすい入り口を見つけていただけたらと思っています。

事 務 局

教育部門の部分で補足をさせていただければと思います。教育部門の担当課はいないのですが、不登校の児童・生徒のご質問かなと思います。令和5年度の不登校児童・生徒の相談を受けた機関として、教育センターの「わかば教室」や発達・教育支援センター「エール」、児相や保健所など様々な相談機関がありますので、そういうところで幅広く相談を受けているという状況があります。

会 長

他によろしければ、続いて発達・教育支援課から説明をお願いします。

事 務 局

資料2に沿ってご説明させていただき、その資料に沿って令和7年度の取り組みもあわせてご説明したいと思います。

事業No. 38「相談支援事業」です。令和6年度のエール利用者数、各種相談・支援事業を利用した児童・生徒数は、2,134人で年々増加しています。また、エールの相談事業の核となっている心理相談については、令和6年度の相談実数は1,124人で、うち新規の数として394人となっています。相談人数も増加傾向で、相談内容も複雑化してきている状況で、現在3～4か月待ちの状況です。令和6年度は、エールの臨床心理士出張相談を開始しました。「エール」では、心理相談人数の増加やエール以外の場所での心理相談のニーズに対応するため、心理職の正規職員を令和6年10月より1名から2名に増員し、相談体制を拡充・充実するとともに、令和6年9月より子ども包括支援センター「みらいく」で毎週金曜日に出張心理相談を実施しています。令和7年度は水曜日に実施しています。

続いて事業No. 102「学校登校支援」です。令和6年度は、取組・実績は記載のとおりです。令和7年度は、不登校児童・生徒の対応として、リソースルームティーチャーの役割を拡充し、今までの個別の集団指導だけでなく、3名までの小集団のグループ指導を導入し、集団での学びに重点を置いた学習指導とし、さらに不登校児童・生徒の補充指導・見守り支援を各学校の状況に応じて実施しています。

続いて資料No. 103「スクールソーシャルワーカー」です。対応件数については、令和6年度は小中学校あわせて209件でした。対応内容は不登校が全体の65%（135件）、家庭環境の問題が19%（34件）、発達障害等に関する問題が14%（24件）となっています。令和6年度の実施として、資料2には記載はありませんが、スクールソーシャルワーカーの「みらいく」勤務を開始しました。スクールソーシャルワーカーは現在7名おり、発達・教育支援課に所属し、エールで勤務していますが、子ども家庭支援センターとの併任となっています。子ども家庭支援センターとの併任辞令を受けていることで、児童虐待の未然防止やスムーズに子ども家庭支援センターへのつながりができるのが日野市の特徴となっています。令和6年8月からは、子ども家庭支援センターのケースワーカーや子どもなんでも相談員とより一層密に連携をとるために、スクールソーシャルワーカーを輪番制で、週3日、2人程度みらいくに勤務しています。令和7年度も引き続き実施しています。

続いて事業No. 114「特別支援教育の推進」です。令和5年度から5年間の第6次日野市特別支援教育推進計画を進めていますが、令和6年度は記載のとおりですが、そのほか新たに小学校における特別支援学級を再編しました。1つ目は、日野第八小学校と七生緑小学校の知的固定学級を閉級し、七生緑小学校へ新たな学級「なのはな学級」を令和7年度から開設しました。もう1つは日野第八小学校へ新たな情緒障害特別支援学級「つばめ学級」を開設しました。こちらは市内に自閉症、情緒障害特別支援学級を設置している学校が市の北側に1校ありましたが、この学級を必要とする児童は市内全域にあり、市の南側への設置のニーズが高くなっていることからその課題に対応したものです。特別支援教育推進計画については、令和7年度を見直し・修正の期間としているため、必要な修正・見直しを実施してまいります。

最後に、資料2には記載がないので資料3をご覧ください。事業No. 43「学校派遣看護師」です。事業内容については、日野市立小・中学校に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校において医療的ケアを実施する学校派遣看護師を雇用・派遣するものです。学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示したガイドラインを令和6年3月に策定しました。令和6年度は、1名の医療的ケア児に対応し、学校派遣看護師が定期的に学校訪問等を実施しました。そのほか、看護師による定期訪問にいた

らないケースであっても就学時に医療的な側面から心配のある児童の保護者と就学相談員、学校等と連携して面談や、病院への同席をすることで、学校、保護者双方の心理的安心に寄与しました。医療的ケア児に限らず、日野市立小学校、中学校における医療面・身体面において支援が必要な児童・生徒の実態調査を実施したことで、実態把握が図られました。令和7年度は2名の医療的ケア児に対応しています。日常的に学校において必要な医療的ケアは児童・生徒一人ひとりの状況によって異なるため、受け入れにあたっての看護師の配置や、設備面の改修の必要性など、入念な準備が必要です。小学校入学前の保育園や、幼稚園等での医療的ケア児の状況を速やかに得ることが、入念な準備につながることから、今後も保育園・幼稚園等と医療的ケア児に関する情報を共有してまいります。説明は以上になります。

会 長

今の説明に対しての質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委 員

資料3の事業No.43「学校派遣看護師」について質問です。学校に看護師を配置して医療的ケアがいる生徒にたいしてケアをするという話ですが、普通の学校に医療的なケアが必要なお子さんが健常児と一緒に授業をするというような考え方でよろしいでしょうか。

事 務 局

委員が仰る通り、通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童に対して、エールに配置している非常勤の看護師が、具体的に言うと注射を打つようなお子さまなので、注射を打ったり見守りしたりということで配置をしています。

委 員

今の看護師派遣のところで、例えば修学旅行とか外に出る時も同行してくれるのか教えてください。あと、資料2のスクールソーシャルワーカーのところで、不登校やいじめとかで135人いたと思うのですが、こちらの方は登校できるようになったのかどうか、言える範囲で教えてください。

事 務 局

まず1点目の医療的ケア児が修学旅行等に行くという場合ということですが、ケースバイケースになると思いますが、医療的ケア児の状況に応じて看護師との予定が合えば同席も可能かと思います。ただ、お母さんとの調整も必要になってきまして、場合によってはお母さんが同行するというケースもあるかと思います。

もう1点、スクールソーシャルワーカーの不登校の部分の状況になります。不登校の部分に特化したということではなくて、全体の状況ということでお答えさせていただければと思います。支援の状況としては、解決しているケース、学校に来られるようになったケースが

5 %程度。良い方向に好転しているケース、サービスに繋がっているようなケースが大体23%。継続して支援中のケースが70%程度という状況です。

会 長

他にはいかがでしょうか。それでは、改めて4つの課からの説明がありましたが、全て含めてご質問等ありましたらお願いします。

委 員

資料3の事業No. 105「家庭教育学級」のところで、令和7年度の具体的な取り組み内容のところに各校PTAによる家庭教育学級を開催するとあるのですが、PTAがあまり機能していない学校が多いと思うのですが、どのようにして開催していくのか教えていただきたいと思います。

事 務 局

大変申し訳ございません。本日担当課が不在ですので、私の方で内容を確認し、次回の委員会の時にご説明させていただければと思います。

委 員

発達・教育支援課の取り組みについて質問させてください。資料2 事業No. 103「スクールソーシャルワーカー」のところについて質問です。実績の評価がBとなっていて、課題の内容が支援の方法ですとかソーシャルワーカーの考え方が人によって統一されていないことが課題なので、これから改めて考え方の軸を明確にするような研修を充実すると書かれていますが、スクールソーシャルワーカーの方を採用とか派遣を決める時に、そもそもこういった考え方の方を集めるですとか、こういった考え方でスクールソーシャルワーカーとして学校に入っていきたいといった基準のようなものを最初に設けているかどうかお伺いしたいです。

事 務 局

スクールソーシャルワーカーを採用するにあたっては、東京都の補助金の基準がありまして、例えば社会福祉士資格もしくは精神保健福祉士資格を持っている、それに類推する資格を持っているという条件があるので、その部分と、東京都のスクールソーシャルワーカーガイドラインがありますので、その部分に照らして募集をかけるということになります。細分化しますが、スクールソーシャルワーカーが7名いるというお話で、正規職員が3名、会計年度任用職員が4名となっています。正規職員については職員課の管轄になりますが、福祉職として募集をかけています。福祉職の中に社会福祉士資格を持っている、精神保健福祉士を持っている、臨床心理士を持っている、公認心理士を持っているというような大枠で採りますので、採用した後に東京都の研修を受けていただいたり、そういうことで

育成をしています。会計年度任用職員は、エールの方で募集をかけますので、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格、それに類する資格で募集をかけたうえで、採用した後に正職と同じ東京都の研修を受けてスキルをあげていただきます。令和6年度は退職等があり、新しい方が2人程度入っていますので、レベル間の差が生じているというのが実情です。

委 員

先ほどイベントをやるにあたり新型コロナ等の理由で令和6年度は中々上手くできなかったというコメントがあったと思うので、令和7年度以降は新型コロナは医学的にも関係ないと思うので、そういう理由でのイベント中止等はないのかというのが1つ目の質問です。

2つ目が、資料2、事業No.100「不登校やひきこもりの子の居場所づくり」で市内10カ所の児童館があるとありますが、こちらにそういう子どもが来ている実績があるのか。そもそも不登校やひきこもりだと家の中にいるから来られてないのではないかと思ったのですが、どのような感じで児童館に来られているのかが分かれば教えてください。

あと、事業No.156ジュニアリーダー講習会のところですが、企画・運営は高校生以上のボランティアリーダーとあるのですが、ボランティアリーダーの基準は元々ジュニアをやっていた子がやるパターンもあると思うのですが、どこかの大学に募集するとか、ボランティアリーダーを決めるにあたってのやり方等あれば教えてください。

事 務 局

まず保育課からお答えさせていただきます。おそらく資料2の事業No.155の先ほどのご質問のところだと思うのですが、幼稚園・保育園での中高生の受け入れということで、乳幼児と中高生のふれあいということで、命の尊さや福祉の心とか非常に大切な事業だと思います。ただ、新型コロナウイルスの関係があって、当分できなかったと。5類になったからどうしようかといったところで、現場とも話をしているのですが、令和7年度からひのっ子若者みらいプラン、資料3になるのですが、こちらには事業が載っていない状況になっています。保護者と一緒に乳幼児が参加すれば別なのですが、乳幼児だけで保育園で中学生が参加するというのが現実的に難しい状況があります。ですので、非常に大事な事業だと思うのですが、資料3の令和7年度以降のみらいプランからは省かせていただいた次第です。

事 務 局

補足なのですが、先ほど説明の中でありました中高生世代スペース「みらいく」の部分なのですが、子育てひろばを併設しています。こちらが中高生世代スペースの職場体験ということでご案内をしています。子育てひろばは保護者の方と一緒に参加する事業ですので、そちらで中高生が職場体験としてスタッフと一緒に乳幼児にふれあう事業を子ども家庭支援センターでは実施しています。

事務局

事業No. 100「不登校やひきこもりの子の居場所づくり」ということで、不登校のお子さんですが、児童館は市内10館ありますが全ての館にいるという形ではないですが、各館でそれなりに来ているのが現状です。不登校といっても、完全に学校に行けないお子さんもありますが、昨日は行けたけど今日は行けないから児童館に来たとか、一週間前に登校したけどちょっと外の空気を吸いたいから来たみたいな子もいれば、毎日学校以外で行く場所として来ている子もいます。また、友達が来るまでのひとつの居場所としてふらっとくる子もいれば、友達と学校外で遊ぶ場所として友達のいる時間帯だけ友達と遊ぶために来たみたいなお子さんもありますので、色々なパターンで利用しています。保護者の方からは家にずっとこもりがちよりかは、どこでもいいので外に出て違う大人とか子どもたちとふれあう場になっているのすごくありがたいという声をいただいています。

事務局

No. 156「ジュニアリーダー講習会」については、ジュニアリーダー講習会に受講生として参加した方がそのままリーダーになるケースは多くあります。ただ、子育て課としては、広く高校生年代の方や大学生年代の方に参加いただきたいと思っていまして、広く公募しているところです。まさに若者世代の力というふうに考えていまして、市の事業に積極的に参加していただける方であれば、どなたもウェルカムと考えています。

会長

他にないようでしたら、これで報告事項1への質疑応答を終わらせていただきます。
続いて「報告事項2」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項2「日野市立保育園の調理業務の委託化について」ご説明します。資料4をご覧ください。現在、日野市立保育園の調理を担う人材が不足しているため、調理業務を民間事業者へ委託することを考えており、日野市立保育園における調理業務の背景や課題等をご説明します。

背景の1つ目として、行財政改革等に基づき、市立保育園を民営化し、退職者不補充により職員人件費を抑制してきました。2つ目として、一方で近年では、保育園給食の経験がある正規職員や再任用職員の退職者が多いため、会計年度任用職員を任用し、欠員を補充している状況です。3つ目として、調理員の配置基準は、1園あたり3名が必要となります。

次に市立保育園の調理業務における課題です。課題の1つ目として、市立保育園の給食調理業務では、正規・再任用職員が調理を担当し、会計年度任用職員は野菜の下処理、食器・器具の洗浄などの調理補助を担っています。正規・再任用職員の欠員を会計年度任用職員で補充することが常態化しているため、これにより調理を担う人材が不足しています。2つ目として、1園あたりの正規・再任用職員数は、令和7年度は2.1人であるところ、令和9年度は1.7人となり、職員数は減少傾向となります。3つ目として、正規・再任用職員は、年齢が50～60代と高く、健康状態に不安を抱える職員が多いことから、学校職場や他の保育園

から緊急的に応援要請する機会が多くなっています。4つ目として、安全で美味しい給食を、「安定的に提供」するための「解決策」が必要となります。

それらの課題を解決する施策ですが、1つ目は、2園で調理業務を委託します。令和9年4月に実施し、以降順次実施を検討しています。これは、今後、増加する正規・再任用職員の退職に合わせ、現在の調理業務や食育活動の水準を維持し、安全安心な給食を、安定して提供する体制を整備することが必要と考えています。概算費用としては、1園当たり、引継ぎや準備作業として150万円、調理業務として300万円程度を見込んでいます。2つ目は、調理業務の人材派遣を令和7年12月から予定しています。これは、令和6年度末、正規職員3名が普通退職をしたことにより、人材不足が発生し、安全な給食を「安定的に提供」するため、調理業務を委託するまでの間、「緊急確保策」としています。

調理業務における委託のスケジュールですが、今年度は、委託仕様書の作成、委託を行う保育園を検討し、園の決定後、その園の職員や保護者に説明します。令和8年度は、委託事業者を選定するための委託事業者選定委員会を開催し、事業者からのプロポーザルにより事業者を決定したのちに、決定事業者を交えた保護者説明会を開催し、保護者の理解を得ながら調理業務を引継ぎます。令和9年度は、前年度に引継ぎした2園で調理業務の委託が開始します。令和10年度以降は、市立保育園の調理員数が、概ね3人になるよう順次委託化を進めていきたいと考えています。説明は以上となります。

会 長

ただいまの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委 員

保育園給食の経験のある正規職員や再任用職員の退職者が多くというのは、なぜ退職者が多いのでしょうか。

事 務 局

そもそも公立保育園については、民営化といったところで進んできたわけなのですが、本来予定していた人数よりも定年退職者が増えたというのがひとつの理由になります。たまたま令和6年度は普通退職者、定年に満たない方が3名辞めたと。それぞれご都合はあると思うのですが、他の職種より強いて言えば体力勝負なところがありまして、年配の方が増えている中では、体力的に難しいといった理由もありました。いずれにしても今のままでいきますと調理業務が安全に行えない可能性もありますので、そうならない間に緊急措置として派遣業務を活用したいといったところです。

会 長

他はいかがでしょうか。なければ報告事項3について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5をご覧ください。「日野市認可保育園における医療的ケア児の受入れのガイドラインの策定について」報告します。資料5は、日野市認可保育園における医療的ケア児の受入れについてのご案内のチラシになっています。保育課の窓口には保護者がご相談に来られた際ですとか、子ども家庭支援センターの保健師さんが直接保護者とお会いした際に、保育園を必要とされる方にお渡ししています。チラシの説明の前に、簡単にガイドラインについて説明させていただきます。

今年の3月に「保育園における医療的ケア児の受入ガイドライン」を策定しました。保育園で実施する医療的ケアの種類や入園の相談から受入までの流れを具体的に示すとともに、関係者や関係機関の役割分担を明文化しました。このガイドラインを使用しながら、令和8年度から入園される児童や、すでに入園している医療的ケアを要する園児に適用していきたいと思います。ガイドラインの策定にあたっては、保育課の職員、公立保育園の園長及び看護師が議論を重ね素案を作成し、策定委員会を2回ほど実施しました。日野市立病院小児科医師や訪問看護事業所代表者といった保健・医療の関係者のほか、医療的ケア児等コーディネーターの代表者、民間保育園の園長や看護師、障害福祉課や発達・教育支援課、子ども家庭支援センター等の行政職員の計9名で構成し、様々な視点から多くのご意見を頂きました。

主な受入条件ですが、お子さまの安全を確保する観点から、チラシに記載の①から⑦の条件を付して、お子さまの状態、集団生活への対応、主治医との協力関係等を確認するほか、保育園の人員配置や設備環境等も考慮して判断します。実施する医療的ケアは、①経管栄養（鼻腔カテーテル・胃ろう）、②導尿、③血糖値測定、④インスリン注射、⑤人工肛門の管理（ストーマ）、⑥膀胱皮膚ろうの管理、⑦中心静脈栄養の見守り、⑧服薬管理、⑨その他、市長が実施可能と認めたもの、と定めています。受入れ対象年齢は2歳以上を原則としています。相談から入園までの流れですが、ご相談は夏前からご相談がありまして、体験保育は今年の例ですと9月に行う予定です。その後10月に医療的関係者も含めた受入検討会において、受入可能かどうか判断させていただき、入園申込み、利用調整させていただき、結果通知、面談などの受入れに向けた準備、入園、慣らし保育ということで、令和8年4月入園を目指して現在調整をしています。

通常の入園の申込とは別で、丁寧に対応してまいります。チラシの裏面には、保育園での生活や保護者へのお願い等を記載しています。報告は以上です。

会長

ではただいまの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

医療的ケア児が市内では何名くらいいらっしゃるのかということと、その中で希望をされたお子さんと、どれくらいのお子さんが受け入れられるのか教えていただきたいです。

事務局

まず、医療的ケア児の人数ですが、0歳から18歳までで40名程度と聞いています。障害福祉課が管轄しているもので詳細は分かりませんが、確か40名程度いたと記憶しています。

事務局

今ちょうど調整をしまして、令和8年度9年度あたりに向けて、保育園に入りたいといったご相談が約20名いらっしゃいます。この20名は医療的ケアを必要とする児童の他に、重症心身障害児と思われる児童も含まれています。医療的ケア児は様々な概念がありますが、過去に医療的ケアが必要となっているお子さんですとか、昼間は必要ないが夜は呼吸器を付けているお子さんだったり、症状によっては今後医療的ケアが必要となるお子さんもいて、非常に流動的な形になっています。しかも、20名の方は全て違う症状です。難病と言われている方もいます。なので令和8年4月入園に向けて調整している約20名のうち5名おります。5名のうち医療的ケアが現在必要な方が2名になっています。以前はそこまで相談は無かったのですが、ガイドラインを作ることによって、相談をする方が増えたということもありますし、もちろん保育園を希望する方も増えています。もしかすると医療的技術が発展して相談される方も増えているということもありますので、保育課としては毎年これくらいの人数が相談にくるだろうということで準備を進めているところです。

事務局

先ほどの医療的ケア児の人数のデータが見つかりました。0歳から18歳までで51名です。

会長

他によろしければ、続いて「報告事項4」および「5」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項（4）及び（5）についてご報告します。

資料6をご覧ください。令和8年度学童クラブ・保育施設の入所手続きのスケジュールについて、ご説明します。学童クラブについては、案内状の配布を令和7年9月1日から、申し込み期間は令和7年10月1日から10月31日、原則オンライン、電子申請での受付とさせていただきます。決定通知の発送は令和8年2月上旬の予定です。保育施設ですが、保育の施設の入所のご案内について、電子媒体では令和7年9月1日を予定に本ページの公開を予定しています。紙媒体については、令和7年9月下旬を目途に配布予定となっています。申し込み期間は学童クラブ同様、令和7年10月1日から10月31日の予定です。今年度より原則オンラインでの受付を開始する予定です。決定通知については、令和8年1月23日を予定しております。報告事項4についての説明は以上です。

続きまして、報告事項5「保育士有資格者向け実態調査の開始について」、資料7「保育士さんどこでござる？」と書かれたチラシをご覧ください。前回の第1回支援会議におい

て、潜在保育士確保に向けて実態調査や実証実験を保育課が始めていくことについて報告させていただきました。今回は現在の進捗状況についてのご報告です。日野市では、まず保育士資格をお持ちの方々の状況を把握するためのアンケート調査を開始しました。7月末よりチラシの配布を始め、広報ひの8月号の特集号にも掲載しました。その他、市内保育園の皆さまのご協力により、各保育園や商店会などにチラシやポスターを設置していただいています。アンケートは9月末までを予定しています。アンケートの進捗ですが、8月25日午後6時現在ではアンケート回答総数627人。そのうち潜在保育士さん226人、保育のお仕事説明会を開催する予定なのですがこちらの登録者数が38人となっています。また、回答者の中で短時間や単発の勤務であれば保育職に復帰を検討していると回答した方は、73人です。

資格は持っているが現在働いていない潜在保育士さんに向けた、再就職の促進を図るための説明会を開催しています。内容については、日野市の保育園の状況や支援制度の情報提供を行うものになっています。第1回が8月23日（土）にありまして、参加者は13名でした。今後、8月26日（火）、8月31日（土）、9月8日（月）、9月20日（土）にも開催予定となっており、今後5回に渡って開催予定です。今後も状況により追加開催を検討していきたいと考えています。

委員の皆さまにおかれましては、周りに保育士資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、アンケートへの回答や説明会への参加について、お声掛けいただけますと嬉しく思います。また、チラシやポスターを設置していただける方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけると嬉しく思います。

今後は、連携協定を締結したエンパワー・サポート株式会社のアプリ「ちょこっとほいく」を活用して、潜在保育士さんと保育施設とのマッチングを行ってまいります。自分のペースで1日単位・短時間から柔軟に働き始め、長期の雇用に繋がっていくことを期待しています。引き続き、未来を担うひのっ子の良好な保育環境のために、保育士が安心して働けるまちを目指し、保育士不足の解消を進めてまいります。説明は以上となります。

会 長

ただいまの2点の報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委 員

「ちょこっとほいく」は、保育士不足を解消するための新しい事業だと理解したのですが、1日単位・短時間ということで、受け入れる側の保育園は事業者としては大歓迎なのか、戸惑いがあるのか率直なご意見を聞きたいなと思いました。

事 務 局

実証実験においては、市内の民間の認可保育園様と連携をしています。社会福祉法人立保育園会の皆様と連携しながら進めさせていただいています。内容については、保育園会の方にご説明させていただき、好評をいただきながら連携をしているところです。具体的には先ほど説明をした保育のお仕事説明会にも現役の保育士さんに参加いただいて、是非一緒に働きましょうというような声掛けをしていただいているところです。実際に働いていただくと

すると、保育補助から始めていただくことになるのかなと考えています。民間の保育園会さんとも理解について深め合いながら本事業を進めてまいりたいと考えています。

委 員

学童クラブ、保育施設入所手続き及びちょこっと保育もですが、基本オンライン申請だと思いますが、例えばちょこっと保育の方はパソコンもスマホも持っていない方が応募したい場合どうしたらいいのか。学童クラブも保育施設も現状あまりいないと思うのですが、持っていない方はどうやって申し込めばいいのか教えてください。

事 務 局

まず、学童クラブの方から説明させていただきます。委員が仰る通り、ほとんどの保護者の方はスマホをお持ちですので、学童クラブの例で言いますと、昨年度は99.7%電子での申請をいただいたところです。ただ、端末を持っていたとしても申請が難しいというお言葉もありまして、その場合はお電話をいただき窓口にお越しいただいて紙の申請という形でもできますので、そのような対応を取らせていただき、今年度についても引き続きそのように考えているところです。

委 員

それはどこかに記載するのでしょうか。

事 務 局

案内には、もし電子で難しい場合についてはお問い合わせくださいという形で周知をさせていただく予定です。

事 務 局

続いて保育施設の入所についてですが、まず入所の申し込みについては学童クラブと同様原則オンラインでの受付、難しい場合はご相談くださいというスタンスになります。難しい場合にはお話を聞きながら、申請方法についてご説明させていただき、どうしても難しい場合は紙での受付になると考えています。

保育の方については国や東京都の方が電子での申請という動きになっていまして、現在、保育園の見学なども電子でできるようになっていますので、その流れで電子の受付を開始したというところですよ。

また、保育士さんどこでござる？の潜在保育士さんの募集について、ちょこっとほいくのアプリを使うというところについては、こうしたアプリを使うことで保育施設への働き方が楽になる、やりやすくなるというものです。個別に契約していただくというところについては妨げるものではありません。アプリの使い方が難しい場合には、もちろん私どもの方で説

明やフォローをさせていただく予定でして、どうしてもという場合は直接施設の方に連絡いただき、採用が決まるということになればそれが一番よろしいことかなと考えています。

会 長

それでは続いて次第4、「その他」について、事務局からなにかありますでしょうか。

事 務 局

机上に配布しました「ひの子育て知っ得ハンドブック」の電子ブック案内チラシをご覧ください。「知っ得ハンドブック」の2025版が完成しましたので、ご案内させていただきます。従来、妊娠中の方を対象として、「妊娠出産ガイドブック」というものを発行していました。また、これとは別に、ご存知の方も多いと思いますが「知っ得ハンドブック」というもう少し広い範囲を対象とした子育て中の方に向けた日野市の子育て情報をまとめた冊子があり、子ども家庭支援センターでは2冊の冊子を発行していましたが、今回から「ひの子育て知っ得ハンドブック」ということで2つを統合した冊子を作成しました。委員の皆様には申し訳ないのですが電子ブックのチラシを配布させていただいていますが、こういった紙の冊子も作成してまして、こちらは妊娠届を子ども家庭支援センターに提出に来られた方に配布しています。電子ブックの案内は日野市の子育てに関する窓口を中心に置いており、紙の冊子も一部置かせていただき、2つ合わせてご案内をしています。表紙については、蟹江杏さんが日野の子どもたちと一緒に描いた「みらいく」のシンボル絵画の内の1つを採用しています。

会 長

この件についてご質問、ご意見等がなければ、事務局から次回の日程の確認をお願いします。

事 務 局

次回、第3回会議の日程についてご連絡します。次回は11月18日（火）午後6時30分より開催します。会場は今回と同様、子ども包括支援センターみらいく3階の多目的室となります。近くなりましたら改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

会 長

では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。
お疲れ様でした。

< 閉 会 >